別記様式第１１の２（第４３条の９関係）

地区計画（地区整備計画）区域内における行為の届出書

令和　　年　　月　　日

松島町長　殿

届出者　　住　所
氏　名
（TEL　　）

都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、

［土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木材の伐採］

について、下記により届け出ます。

記

1　行　為　の　場　所　　松島町初原字
2　行為の着手予定日　　令和　　年　　月　　日
3　行為の完了予定日　　令和　　年　　月　　日
4　設計又は施行方法

(1)	土地の区画形質の変更			区域の面積				㎡	
(2)		(イ)	行為の種別（ 建築物の建築・工作物の建設 ）　新築・改築・増築・移転						
建築物の建築	又は工作物	(ロ)		届出部分		届出以外の部分		合計	
		設計の概要	(Ⅰ)	敷地面積	㎡		㎡		㎡
			(Ⅱ)	建築又は建築面積	㎡		㎡		㎡
			(Ⅲ)	延べ面積	㎡		㎡		㎡
			(Ⅳ)	高さ		(Ⅴ)	用途		
				地盤面から	m	(Ⅵ)	かき又はさくの構造		
(3)	建築物等の用途の変更	(イ)	変更部分の延べ面積						
		(ロ)	変更前の用途			(ハ)	変更後の用途		
(4)	建築物等の意匠の変更					変更の内容			
(5)	木竹の伐採					伐採面積		㎡	

備考

1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
3　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

地区計画等の区域内における建築等の規制

【都市計画法】

（建築等の届出等）

第５８条の２　地区計画の区域（再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第１２条の５第５項第１号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の３０日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　国又は地方公共団体が行う行為

(4)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(5)　第２９条第１項の許可を要する行為その他政令で定める行為

２　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の３０日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

３　市町村長は、第１項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

４　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

チェックシート

条　例	審　査　項　目	審　査　内　容	確　認　欄
第４条	建築物の用途の制限	下一覧参照	適　□　不適　□
第５条	建築物の用途の制限容積率の最高限度	200　％	適　□　不適　□
第６条	建築物の建ぺい率の最高限度	60　％	適　□　不適　□
第１０条	建築物の意匠の制限	建築物等の色彩等は、松島町景観計画にて定められた景観形成基準に適合するものとする。	適　□　不適　□
第１２条	建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置		適　□　不適　□
第１３条	適応の除外		
第１４条	公益上必要な建築物等の特例		
第１５条	委任		
第１６条	罰則 （１）項目 （２）項目 （３）項目 （４）項目		

第４条関係：産業・流通地区における建築物の用途の制限

（１）工業地域で認める建築物の内、以下の用途を目的とする建築物以外のもの

（２）建築基準法別表第 2(い)項第 1 号に掲げる住宅(長屋を含む。)

（３）建築基準法別表第 2(い)項第 2 号に掲げる住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの

（４）建築基準法別表第 2(い)項第 3 号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿(ただし、立地企業が建設する寄宿舎は除く。)

（５）建築基準法別表第 2(い)項第 4 号に掲げる図書館その他これらに類するもの

（６）建築基準法別表第 2(い)項第 6 号に掲げる老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの

（７）建築基準法別表第 2(に)項第 3 号に掲げるボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設

（８）建築基準法別表第 2(ほ)項第 2 号に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

（９）建築基準法別表第 2(ほ)項第 3 号に掲げるカラオケボックスその他これらに類するもの

地区計画区域内における行為の届出について

１，建築物等の建築行為届出の義務（都市計画法第５８条の２）

地区整備計画が定められている区域内で届出を必要とする場合は、その着手３０日前までに町役場（企画調整課）に届出をすることが法律で義務づけられております。また、地区計画決定されている内容に適合しない場合は、その行為に着手することは出来ません。

２，届出の必要な行為（都市計画法第５８条の２・同施行令第３８条の４）

①土地の区画性質の変更

②建築物の建築

（新築・増築・改築・門・塀・物置・車庫等の建築（床面積１０㎡未満のものも含む））

③工作物の建築（広告塔・擁壁・高架水槽等の建設）

④垣・柵の設置

⑤上記等の変更をする場合

３，届出のいらない行為（都市計画法第５８条の２・同施行令第３８条の５）

①通常の管理行為・軽易な行為で一定のもの

イ　仮設目的で行う建築・工作物

ロ　屋外広告物で表示面積が１㎡以下であり、かつ、高さが３ｍ以下であるものの表示のために必要な工作物。

ハ　上下水道管等で地下に建設する工作物等。

②非常災害のために必要な応急措置として行う行為

③開発許可を要する行為

４，地区計画の届出に必要な添付図書

行為の種類	図　　面	縮　　尺
土地の区画性質の変更	位置図	
	行為の区域図及び周辺の公共施設配置図	1/100 以上
	設計図	1/100 以上
建築物の建築 工作物の建築 建物等の用途変更	位置図	
	当該敷地内の建築行為、又は、工作物の配置図	1/100 以上
	・建築物又は、各階の平面図 ・工作物の立面図（２面以上）	1/100 以上
垣・柵の建設	位置図	
	配置図	1/100 以上
	立面図・断面図	1/20 以上

※上記の図面の他に以下の書類・図書を提出していただきます。

①地区計画区域内行為届出概要書

②参考資料及び参考図面等（屋根や外壁等の色見本）

地区計画（地区整備計画）区域内　行為届出概要書

令和　　年　　月　　日
松　　企　　第　　号

建築主	氏　　名	
	住　　所 （電話番号）	TEL　　（　　）
敷地の位置	地名・地番	松島町　初原字
	地区計画区域名	初原地区地区計画区域

(1)　土地の区画形質の変更	区域面積　　㎡

(2)　建築物又は工作物の建築	（イ）行為の種別（□建築物の建築　□工作物の建設）（□新築 □改築 □増築 □移転）				
	（ロ）設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合　計
		（Ⅰ）敷地面積	――― ㎡	――― ㎡	㎡
		（Ⅱ）建築面積	㎡	㎡	㎡
		（Ⅲ）延べ面積	㎡	㎡	㎡
		（Ⅳ）高さ 地盤面から　10m≧　　m	（Ⅴ）用　途 （Ⅵ）かき又はさくの構造		
		（Ⅶ）意匠 屋根の色　（　　）　外壁の色　（　　）			

(3)　建築物等の用途の変更	（イ）変更部分の延べ面積	
	（ロ）変更前の用途	（ハ）変更後の用途

(4)　建築物等の意匠の変更	変更の内容

設計者	事務所名 並びに 担当者名	
	所在地	
	（電話番号）	TEL　　（　　）
施工者	事務所名 並びに 担当者名	
	所在地	
	（電話番号）	TEL　　（　　）
代理者	事務所名 並びに 担当者名	
	所在地	
	（電話番号）	TEL　　（　　）

《備考》

※　この様式は、届出書に綴らないで下さい。